

令和6年度からの国民健康保険料（税）が値上げ にならないことを求める意見書

令和5年度の県内市町では、18の自治体（78.3%）で国民健康保険料（税）の値上げをせざるを得ない状況になりました。尾道市でも基金を一部取り崩すことにより、値上げ幅を抑えましたが、それでも1人当たり約6千円の値上げとなりました。

来年度から本格的に、県内の国民健康保険制度の統一化が始まることにより、市民の中には、「まだ国民健康保険料が上がるのではないか」と不安が広がっています。

国民健康保険加入者は、その半数が高齢者であり、また、他の健康保険には加入できない非正規労働者や自営業者で構成されています。現在の国民健康保険料（税）でも「高すぎる」と悲鳴が上がっています。10月から始まったインボイス制度による新たな消費税負担や物価高騰が収まらない中で、これ以上の負担には耐えられない状況が生まれています。

よって、広島県におかれましては、県内自治体が保有し、県に拠出することが想定されている基金（106億円）並びに県の黒字分及び基金（110億円）の活用とともに、国民健康保険制度が社会保障制度であることも踏まえ、一定の社会政策的措置（一般会計等からの拠出も含む。）をとることにより、令和6年度の国民健康保険料（税）が現行の保険料（税）より値上げにならないよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年12月19日

尾道市議会

関係行政庁あて